

## 「令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運營業務」にかかる質問に対する回答

※下記の回答は、「令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運營業務 実施要領（公募型プロポーザル）」及び「令和8年度 神戸の食に関するイベント企画・運營業務 委託仕様書」を補足する効力を持つものとする。

### <質問事項>

#### 業務委託仕様書

#### 3 イベント開催概要 (1)開催日時 (2)開催予定地

問：東遊園地は市民の日常利用も多い公共空間と認識しております。イベント開催時において、一般利用者との共存や芝生利用に関して特に配慮すべき事項（利用制限・養生の考え方等）がございましたらご教示ください。

答：園地利用者も多いため、通路をふさぐようなレイアウトは避け、設営・撤去時及びイベント開催時における安全管理は徹底してください。

また、芝生については、車両の走行、火器を使用した出店、杭打ち等が禁止されています。テントや重りを設置する場合は、芝生保護材を必ず設置し、芝生が損傷しないよう養生してください。

なお、その他にも利用に関するルールがあります。事業開始後、事業計画をもとに公園管理者との調整を行っていただきます。

問：設営及び撤去時の利用制限（搬入搬出車両の制限など）がございましたらご教示ください。

答：搬入・搬出に使用する車両については、4t未満（1㎡あたり1.2t）の重量制限があります。また、公園内は原則として車両の乗り入れは禁止されているため、搬入・搬出時も資材を速やかに下ろし、車両が公園内にとどまる時間を最小限にしてください。

なお、その他にも利用に関するルールがあります。事業開始後、事業計画をもとに公園管理者との調整を行っていただきます。

問：東遊園地での時間制限（イベント開催時間を除く利用可能時間）についてご教示ください。

答：公園は24時間365日誰でも使える場所ですが、周辺に住宅もあることから常識的な時間でのご使用をお願いいたします。

なお、イベント及び設営・撤去作業において大きな音が出る場合は20時までとしてください。

#### 3 イベント開催概要 (3)ターゲット

問：本事業における多言語対応について、重点的に想定されている国・地域がございましたらご教示ください。

答：本市多言語版広報紙と同様の言語を想定しています。

#### 3 イベント開催概要 (4)目標集客

問：来場者数のカウント方法について、仕様書では2日間で40,000人の来場者数を目標とされていますが、来場者数の計測方法について、市として想定されている方法（ゲートカウンターの設

置等)はありますでしょうか。

答：市として特定の算出方法は定めていません。来場者数を適切に把握できる方法をご提案ください。なお、過去の実施においては、販売食数及び会場内の滞留人数を基に算出しています。

#### **4 業務内容 (3) 出店者対応**

問：出店形態について、仕様書では「1ブース＝2間×2間テント」とありますが、出店者としてキッチンカーを含めることは可能でしょうか。

答：仕様書(3)①に記載のとおり、「神戸市内に拠点があり、主に地元食材を使用する事業者」であれば、出店者に含めていただいて問題ありません。なお、最終的な出店者については、本市と協議の上、決定となります。

問：市声掛け先として、肉（ジビエ含む）、日本酒、パン、農産物等のジャンルで35ブース程度を予定とありますが、該当事業者のリストは事前に共有いただけるのでしょうか。

答：市声掛け先のリストは委託契約締結後、事前に共有させていただきます。

問：酒類販売について、試飲提供や有料試飲の実施は可能でしょうか。

答：日本酒を除き、その他の酒類について試飲提供や有料試飲の実施は可能です。なお、実施にあたっては本市に事前共有をお願いします。

問：排水について、会場内または近隣に排水可能な場所（水を捨てる場所）はありますでしょうか。

答：会場内及び近隣に排水可能な場所はありません。各出店者において、発生した排水は全て持ち帰りにて対応するように指示をお願いします。

問：出店者からの問い合わせ等については、受託者で行いますが、市民、来場予定者の方からの問い合わせ対応は受託者、委託者いずれを想定されていますでしょうか。

答：(6)開催にあたっての準備に記載のとおり、市民、来場予定者からの各種問い合わせに対応できるよう、受託者側で窓口（メール、電話など）の設置をお願いします。

#### **4 業務内容 (5) 広報**

問：SNSアカウントの種類に指定、チラシ・ポスターのサイズや仕様・印刷部数の指定、ポスティングエリアの範囲の指定、などはございますでしょうか？

SNS広告バナー作成とありますが、データを提供し、神戸市様側でのSNS広告実施となるでしょうか？

答：SNSアカウントの種類やチラシ・ポスターの仕様等、ポスティングエリア等について、本市からの指定はありません。事業目的を達成できるよう、受託者において最適な手法をご検討の上、実施してください。

また、SNS広告バナーは、本市SNS媒体での投稿における利用を想定しており、本市でSNS広告は実施しません。広告の実施する際は受託者側での対応をお願いします。

#### **4 業務内容 (6)開催にあたっての準備 ③人員配置**

問：東遊園地内にAEDは設置されていましてでしょうか。

答：東遊園地内は、URBAN PICNIC事務局内及びこども本の森神戸に設置しています。また、神戸市役所1号館1階ロビーにも設置しています。なお、イベント開催前に受託者側でも設置状況の確認をお願いします。

#### **4 業務内容 (7)プレミアム付きフードチケットの作成・販売・清算等**

問：前売り、事前販売等（オンラインでの前売りおよび臨時販売所を設けた販売など）の提案は含んでもよろしかったでしょうか。

答：ご提案に含めて問題ありません。なお、事前販売等を実施する場合は、当日の天候等の影響により、イベントが中止となった際の対応方法を事前に整理し、適切に対応してください。

問：仕様書では、プレミアム付きフードチケットに係る予算として6,000千円と記載されていますが、以下について市として想定されている内容があればご教示ください。

- ・販売上限（1人当たりの購入枚数）
- ・販売方法（当日販売のみ、事前販売の有無等）
- ・想定されている発行枚数

答：プレミアム付フードチケットについては、通常より安価に神戸市の食を楽しんでいただくために実施するものであり、神戸市民を中心にできるだけ多くの方にご利用いただくことを想定しています。そのため、販売上限及び発行枚数については、想定来場者数、出店者の提供食数、予算規模などを踏まえて検討となります。

また、販売方法については、前述のとおり指定はありません。事業者において適切に運用できる方法を選択し実施してください。

問：プレミアム付きフードチケット導入に際し、日本語以外の対応言語の要否についてご教示ください。

答：前述のとおり、プレミアム付フードチケットについては、神戸市民を中心に、できるだけ多くの方にご利用をいただくことを想定しています。そのため、日本語以外を使用される方も利用できるよう、適切な多言語対応をしてください。

問：「受託者は、各日イベント終了後に出店者に対し、チケット額面全額を速やかに支払うものとする」と記載されていますが、以下についてご確認ください。

- ・出店者への支払い期限の定義（「速やかに」は具体的に何日以内か）
- ・決済代行会社の入金前に受託者が資金を立て替える前提か、または決済代行会社との入金調整で対応することを想定していますでしょうか。

答：出店者への支払い期限については、受託者において可能な限り最短のスケジュールで対応をしてください。

また、プレミアム付フードチケットの販売方法については、特に方式の指定はしていません。そのため、決済代行会社からの入金タイミングを含め、資金の流れについては受託者において、事業運営に支障のないよう、適切に判断・設計してください。

#### **4 業務内容 (9)効果検証業務 (10)実施報告**

問：昨年、実施報告書、予算内訳、協賛社・金額・協賛内容、広報内容（活用した媒体：TV、ラジオ、SNSなど）・内訳（チラシ・ポスターのサイズや枚数）・予算割り振り、アンケート結果、教えていただく事は可能でしょうか？

答：昨年のイベント事業につきましては、神戸グルメディスカバリー実行委員会が実施主体であり、本市は同実行委員会に属していません。そのため、実行委員会が作成・管理する実施報告書、予算内訳、協賛社・金額・協賛内容、広報内容、アンケート結果等の情報について、本市では提供できかねます。なお、本市における予算、協賛内容、広報内容等については委託契約後に提供可能です。

#### **6 その他留意点**

問：SaaS等外部サービスを活用した提案の場合、当該サービス自体の著作権は外部サービス提供事業者に帰属するものと認識しておりますが、その認識で問題ないでしょうか。

答：SaaS等の外部サービス自体にかかる著作権は、サービス提供事業者に帰属するとの認識で問題ありません。ただし、委託契約に基づき、受託者が本事業のために新たに作成した有体物および無体物（成果物）については、約款に基づき、その著作権は本市に帰属します。

問：「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」への準拠確認について、本番開始前にチェックまたはレビューの実施を予定でしょうか。また、チェックシート等の基準資料がございましたら、ご教示ください。

答：本事業の遂行にあたっては、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」への準拠を前提としており、受託者側で適切な対応をお願いします。なお、業務内容に応じて本市で必要な確認を行う場合があります。

問：本事業で取得するデータは、情報資産の分類で3Cに該当すると認識しております。イベント運営において電子システムを導入する場合、そのシステムにも、この分類が適用されるのか、ご教示ください。

答：本事業において電子システムを導入される場合、当該システムで取り扱うデータの区分に応じた情報資産の分類が適用されます。そのため、システムについても、当該分類に求められる安全管理措置を講じていただく必要があります。

問：イベント終了後の個人情報の取扱いについて。本事業において集めた個人情報については実施報告完了後に削除することで問題ないでしょうか。契約期間を越えて保管すべき場合もありますか。

答：本事業で取得した個人情報等については、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」に準じて適切に削除・廃棄してください。